

中山間地域等直接支払交付金実施要領

平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 38 号農林水産事務次官依命通知
最終改正 令和 7 年 4 月 1 日付け 6 農振第 2437 号農林水産事務次官依命通知

第 1 趣旨

中山間地域等は流域の上流部に位置することから、中山間地域等の農業・農村が有する水源涵養機能、洪水防止機能等の多面的機能によって、下流域の都市住民を含む多くの国民の生命・財産と豊かなくらしが守られている。

しかしながら、中山間地域等では、高齢化が進展する中で平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利な地域があることから、担い手の減少、荒廃農地の増加等により、多面的機能が低下し、国民全体にとって大きな経済的損失が生じることが懸念されている。

このような状況を踏まえ、食料・農業・農村基本法(平成 11 年法律第 106 号。以下「基本法」という。)第 47 条第 2 項において「国は、中山間地域等においては、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うこと等により、多面的機能の確保を特に図るための施策を講ずるものとする。」とされている。

また、農業・農村の有する多面的機能の発揮の維持・促進を図るため、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成 26 年法律第 78 号。以下「法」という。)が制定され、法に定める多面的機能発揮促進事業の一つとして、「中山間地域等(中略)における農業生産活動の継続的な実施を推進する事業」(法第 3 条第 3 項第 2 号)が規定されたところである。

これらを踏まえ、荒廃農地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、担い手の育成等による農業生産の維持を通じて、多面的機能を確保する観点から、国民の理解の下に、法、関連する政省令及びその他通知に定めるところにより、交付金を交付する。

第 2 交付金の基本的考え方

1 基本的考え方

- (1) 生産条件が不利な地域の一団の農用地(農地又は採草放牧地をいう。以下同じ。)において、荒廃農地の発生を防止し、水源涵養、洪水防止、土砂崩壊防止等の多面的機能を継続的、効果的に発揮するという観点から、既存施策との整合性を図りつつ、対象地域、対象者、対象行為等を定める。
- (2) 交付金の交付は、生産性の向上、付加価値の向上等による農業収益の向上、生活環境の整備等により、生産条件が不利な地域における農業生産活動等(農用地における耕作、適切な農用地の維持・管理及び水路、農道等の維持・管理をいう。以下同じ。)の自律的かつ継続的な実施が可能となるまで実施する。
- (3) 都道府県及び市町村は、生産条件が不利な地域において、農業生産活動等の中心となる担い手の育成・確保、農業生産を基本とした付加価値の向上等が図られ、将来的には、交付金に頼らずとも農業生産活動等の自律的かつ継続的な実施が可能となるよう、集落等に対し、必要な指導を行うものとする。
- (4) なお、実施に当たっては、中山間地域等における多面的機能の維持・増進を一層図るため、自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取組等

を推進する。

2 推進上の留意点

(1) 国民合意の必要性

ア 本交付金について広く国民の理解を得るため、その実施に当たっては、明確かつ合理的・客観的な基準の下に透明性を確保する必要がある。

イ また、基本法に基づく政策であることから、国際的に通用することはもとより、国内で理解を得るためにも、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書 1 A の農業に関する協定（以下「農業協定」という。）に合致した政策とする必要があり、具体的には、同農業協定の附属書 2 の 13 に規定する次の要件を満たすものでなければならない。

(ア) 条件不利地域とは、条件の不利性が一時的事情以上の事情から生じる明確に規定された中立的・客観的基準に照らして不利と認められるものでなければならない。

(イ) 支払額は生産の形態若しくは量、国内価格又は国際価格に関連し、又は基づくものであってはならず、かつ所定の地域において農業生産を行うことに伴う追加の費用又は収入の喪失が限度とされる。

(2) 国と地方公共団体の緊密な連携

荒廃農地の発生を防止し、農業生産活動等の継続を実効性のあるものにしていくためには、地方公共団体の役割が重要であり、国と地方公共団体が密接な連携の下に実施していくことが必要である。

(3) 政策効果の評価と見直し

交付金の交付に当たっては、中立的な第三者機関を設置し、実行状況の点検、施策の効果の評価等を行い、基準等について不断の見直しを行っていくことが必要である。

第3 交付金の仕組み

国は、第4の1の対象地域内に存する第4の2の対象農用地において、法第7条の規定に基づき、実施しようとする多面的機能発揮促進事業に関する計画であって法第3条第3項第2号の事業に係るもの（以下「事業計画」という。）を作成し、第6の2の(1)の集落協定又は同(2)の個別協定に基づき5年間以上継続して行われる農業生産活動等を行う農業者等（農業者、地方公共団体が出資する法人（以下「第3セクター」という。）、特定農業法人（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第23条第4項に定められるものをいう。以下同じ。）、農業協同組合、生産組織等をいう。以下同じ。）に対し、市町村が交付金を交付するのに必要な経費につき、都道府県が交付金を交付するのに必要な経費について、交付金を交付する。

第4 対象地域及び対象農用地

1 対象地域

交付金の交付対象となる地域（以下「対象地域」という。）は次の(1)から(10)までの地域とする。

(1) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域

(2) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村

(3) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条

第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第41条第1項若しくは第2項（同法第3項の規定により準用する場合を含む。））、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）

- (4) 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
- (5) 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
- (6) 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1号に規定する沖縄
- (7) 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島
- (8) 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島
- (9) 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域
- (10) 地域の実態に応じて都道府県知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域（以下「特認地域」という。）

2 対象農用地

交付金の交付対象となる農用地（以下「対象農用地」という。）は、対象地域について法第6条に基づき定められた農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画であって法第3条第3項第2号の事業に係るもの（以下「促進計画」という。）の区域内に存する農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第8条第2項第1号に定める農用地区域をいう。以下同じ。）内及び地域計画（基盤強化法第19条第1項に定める地域計画をいう。以下同じ。）の区域（令和7年度においては、地域計画の策定が確実と認められる区域を含む。以下同じ。）内に存する一団の農用地（1ha以上の面積を有するものに限る。）であって、1の(1)から(8)まで及び(10)に該当する地域にあっては、次の(1)から(4)まで及び(6)のいずれかの基準を満たすもの、1の(9)のみに該当する地域にあっては(5)の基準を満たすものとする。

- (1) 勾配が田で1/20以上、畑、草地及び採草放牧地で15度以上である農用地(以下「急傾斜農用地」という。)
- (2) 自然条件により小区画・不整形な田
- (3) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率が70%以上である市町村内に存する草地(以下「草地比率の高い草地」という。)
- (4) 次のア又はイの基準を満たす農用地であって、市町村長（市町村長が判断することが困難な場合には、都道府県知事）が特に必要と認めるもの
 - ア 勾配が田で1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地で8度以上15度未満である農用地(以下「緩傾斜農用地」という。)
 - イ 高齢化率が40%以上であり、かつ、耕作放棄率が次の式により算定される率以上である集落に存する農地

$(8\% \times \text{田面積} + 15\% \times \text{畑面積}) \div (\text{田面積} + \text{畑面積})$

- (5) 棚田地域振興法第7条第1項の規定に基づき申請された指定棚田地域の指定申請書における保全を図る棚田等として位置づけられた棚田等に係る農用地であって、次のア又はイの基準を満たすもの

ア 急傾斜農用地

イ アの農用地と物理的に連担している緩傾斜農用地であって、市町村長（市町村長が判断することが困難な場合には、都道府県知事）が特に必要と認めるもの

- (6) (1)から(4)までの基準に準ずるものとして、都道府県知事が定める基準(以下「特認基準」という。)に該当する農用地

第5 法に基づく促進計画の作成に当たっての留意事項

市町村は、促進計画の作成に当たり、法第6条第2項第5号の促進計画の実施に關し当該市町村が必要と認める事項として農村振興局長が別に定める事項を記載するものとする。

第6 交付金の実施

1 対象者

交付金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる者（農業所得が同一都道府県内の都市部の勤労者一人当たりの平均所得を上回る者として農村振興局長が定める者を除く。）とする。

- (1) 2の(1)の集落協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等
(2) 2の(2)の個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う認定農業者等（認定農業者（基盤強化法第12条第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）、認定新規就農者（基盤強化法第14条の4第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）、これに準ずる者として市町村長が認定した者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等をいう。以下同じ。）

2 対象行為

交付金の交付の対象となる行為（以下「対象行為」という。）は、次の(1)又は(2)に掲げる協定（その策定又は変更につき、農村振興局長が別に定めるところにより市町村長による事業計画の認定と併せて認定を受けたものに限る。）に基づき、5年間以上継続して行われる農業生産活動等とする。

(1) 集落協定

ア 集落協定は、対象農用地において、農業生産活動等を行う農業者等の間で締結されるものであって、次の(ア)から(カ)までの事項を規定したもの（ただし、(オ)については、3の(2)のアの交付の上限単価の額の交付金の交付を受けようとする集落協定の場合についてのみ必須事項、(カ)については、加算措置の適用を受けようとする場合についてのみ必須事項）とする。

(ア) 協定の対象となる農用地の範囲

(イ) 構成員の役割分担

(ウ) 農業生産活動等として取り組むべき事項

(エ) 集落マスタープラン

(オ) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項（ネットワーク化活動計画の作成を含む。）

(カ) 加算措置適用のために取り組むべき事項

(キ) 交付金の使用方法

(ク) 第5の規定により、当該市町村の促進計画において、法第6条第2項第5号の促進計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項として定められた内容により規定すべき事項

イ 集落協定は地域の実情に即した適切な範囲で締結する。

(2) 個別協定

ア 個別協定は、第4の2の(1)から(6)までのいずれかの基準を満たす農用地において、認定農業者等が農用地の権原を有する者との間で、農業上の利用を目的とする賃借権若しくは使用貸借による権利等の設定若しくは移転若しくは所有権の移転（以下「利用権の設定等」という。）をされるもの又は同一生産工程における基幹的農作業のうち田においては3種類以上、畑においては2種類以上、草地においては1種類以上の作業の受委託について締結されるものであって、次の(ア)から(カ)までの事項を規定したものとする（ただし、(カ)については、加算措置の適用を受けようとする場合のみ必須事項）。

(ア) 協定の対象となる農用地

(イ) 設定権利等の種類

(ウ) 設定権利者、委託者名（出し手）

(エ) 設定権利等の契約年月日、契約期間

(オ) 交付金の使用方法

(カ) 加算措置適用のために取り組むべき事項

イ 次のいずれかに掲げる認定農業者等が、アに掲げる事項に加えて、農業生産活動等として取り組むべき事項又は農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項を協定に規定する場合は、第4の2の(1)から(6)までのいずれかの基準を満たす当該認定農業者等の自作地（農業者が農業生産活動等を行う農用地のうち、当該農業者が所有権を有するもの）も協定の対象とすることができる（ただし、農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項については、3の(2)のアの交付の上限単価の額の交付金の交付を受けようとする場合の必須事項）。

(ア) 一団の農用地全てを耕作している者

(イ) 都府県にあっては3ha以上、北海道にあっては30ha以上（草地では100ha以上）の経営の規模を有している者

3 交付額

(1) 農業者等への交付額は、集落協定又は個別協定に位置付けられている農用地について、(2)に掲げる地目及び区分ごとの交付金の交付単価に各々に該当する交付金の対象となる農用地面積をそれぞれ乗じて得た額の合計額とする。

(2) 国の交付金による交付の上限単価は、次に掲げるアの表中の①及びイの表中の①、③及び⑤とする。

また、地方公共団体が、国の交付金と併せて一体化して行う交付金の交付の上限単価は、同表中の②、④及び⑥とする。

ただし、集落協定にあっては、農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項を実施しない場合、2の(2)のイの自作地を対象としている個別協定にあっては、農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項を実施しない場合には、国の交付金による交付の上限単価及び地方公共団体が国の交付金と併せて一体化して行う交付金の交付の上限単価は、アに掲げる表中の①及び②のそれぞれに0.8を乗じた額とするとともに、イの(ア)及び(ウ)から(オ)までに掲げる加算措置は適用しないものとする。

なお、地方公共団体において、国の交付金と一体化した交付金の交付等が行える

よう、所要の地方財政措置が講じられている。

ア 傾斜農用地等の 10 a 当たりの交付の上限単価

地 目	区 分	①国の交付金による 交付の上限単価	②国の交付金と併せて地 方公共団体が一体化し て行う交付金の交付の 上限単価
田	急傾斜	10,500円	21,000円
	緩傾斜	4,000円	8,000円
畑	急傾斜	5,750円	11,500円
	緩傾斜	1,750円	3,500円
草 地	急傾斜	5,250円	10,500円
	緩傾斜	1,500円	3,000円
	草地比率の高い草地	750円	1,500円
採草放牧地	急傾斜	500円	1,000円
	緩傾斜	150円	300円

注1：第4の2の(2)及び(4)のイに該当する農地については緩傾斜の単価と同額とする。

注2：特認地域内の対象農用地（第4の1の(1)から(9)までに掲げる地域内の対象農用地を除く。以下同じ。）に係る国の交付金による交付の上限単価は、①に2/3を乗じた額とする。

注3：国の交付金と併せて地方公共団体が一体化して行う交付金の交付の単価が、②を下回る場合、国の交付金による交付の単価は、②を下回る単価に1/2を乗じて得た額とする。ただし、特認地域内の対象農用地については、国の交付金による交付の単価は、②を下回る単価に1/3を乗じて得た額とする。

イ 加算措置

(7) 棚田地域振興活動加算（集落協定の活動において、棚田地域振興法第10条の認定棚田地域振興活動計画が策定された地域であって、当該計画に係る協定農用地内の勾配が田で1/20以上、畑で15度以上である農地（以下「棚田地域振興農地」という。）について、協定認定年度（ただし、途中の年度で協定を変更して加算措置に取り組んだ場合には当該変更年度）から令和11年度までの間に、農村振興局長が別に定めるところにより、棚田地域の振興を図る取組を行う場合に、棚田地域振興農地の面積に応じて加算されるものをいう。）の10a 当たりの交付の上限単価

地 目	区 分	①国の交付金による	②国の交付金と併せて地 方公共団体が一体化し
-----	-----	-----------	---------------------------

		交付の上限単価	て行う交付金の交付の 上限単価
田	急傾斜	5, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円
	超急傾斜	7, 0 0 0 円	1 4, 0 0 0 円
畑	急傾斜	5, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円
	超急傾斜	7, 0 0 0 円	1 4, 0 0 0 円

注 1：棚田地域振興農地のうち、協定農用地内の勾配が田で 1/10 以上、畑で 20 度以上である農地については、超急傾斜の単価とする。

注 2：国の交付金と併せて地方公共団体が一体化して行う交付金の交付の単価が、②を下回る場合、国の交付金による交付の単価は、②を下回る単価に 1 / 2 を乗じて得た額とする。

注 3：棚田地域振興活動加算の交付を受ける農用地については、同一農用地を対象として超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算及び集落機能強化加算の経過措置のいずれの加算についても交付を行わないものとする。

(イ) 超急傾斜農地保全管理加算（集落協定又は個別協定の活動において、協定認定年度（ただし、途中の年度で協定を変更して加算措置に取り組んだ場合には当該変更年度）から令和 11 年度までの間に、農村振興局長が別に定めるところにより、協定農用地内の勾配が田で 1/10 以上、畑で 20 度以上である農地（以下「超急傾斜農地」という。）の保全等の取組を行う場合に、超急傾斜農地の面積に応じて加算される額）の 10a 当たりの交付の上限単価

地 目	①国の交付金による 交付の上限単価	②国の交付金と併せて地 方公共団体が一体化し て行う交付金の交付の 上限単価
田	3, 0 0 0 円	6, 0 0 0 円
畑	3, 0 0 0 円	6, 0 0 0 円

注 1：特認地域内の対象農用地に係る国の交付金による交付の上限単価は、①に 2 / 3 を乗じた額とする。

注 2：国の交付金と併せて地方公共団体が一体化して行う交付金の交付の単価が、②を下回る場合、国の交付金による交付の単価は、②を下回る単価に 1 / 2 を乗じて得た額とする。ただし、特認地域内の対象農用地については、国の交付金による交付の単価は、②を下回る単価に 1 / 3 を乗じて得た額とする。

注 3：超急傾斜農地保全管理加算の交付を受ける農用地については、同一農用地を対象として棚田地域振興活動加算の交付を行わないものとする。

(ウ) ネットワーク化加算（協定農用地の合計面積が 20ha 以上となる複数の集落協定間で協議会等の設置を伴うネットワーク化（複数の集落協定間において活動の連携体制を構築することをいう。）を行う集落協定、新たに他の集落協定と一つの集落協定に統合し、協定農用地の面積が 20ha 以上となる集落協定又

は同一の地域計画の区域内に他の集落協定がない場合においては、新たに1組織以上の農業者団体以外の組織が活動に参画した上で、2組織以上（新たに参画する組織も含む。）の農業者団体以外の組織が活動に参画する集落協定において、協定認定年度（途中の年度で協定を変更して加算措置に取り組んだ場合には当該変更年度）から令和11年度までの間に、農村振興局長が別に定めるところにより、当該協定に基づく活動において主導的な役割を担う人材の確保や農業生産活動等の継続のための取組を行う場合に、当該協定農用地のうち交付金の対象となる農用地に加算されるものをいう。）の10a当たりの交付の上限単価

地 目	協定農用地のうち5ha以下の部分	
	①国の交付金による 交付の上限単価	②国の交付金と併せて地方公共団体が一体化して行う交付金の交付の 上限単価
田	5,000円	10,000円
畑	5,000円	10,000円
草 地	5,000円	10,000円
採草放牧地	5,000円	10,000円

地 目	協定農用地のうち5ha超、10ha以下の部分	
	③国の交付金による 交付の上限単価	④国の交付金と併せて地方公共団体が一体化して行う交付金の交付の 上限単価
田	2,000円	4,000円
畑	2,000円	4,000円
草 地	2,000円	4,000円
採草放牧地	2,000円	4,000円

地 目	協定農用地のうち10ha超、40ha以下の部分	
	⑤国の交付金による 交付の上限単価	⑥国の交付金と併せて地方公共団体が一体化して行う交付金の交付の 上限単価
田	500円	1,000円
畑	500円	1,000円

草 地	5 0 0 円	1, 0 0 0 円
採草放牧地	5 0 0 円	1, 0 0 0 円

注 1：特認地域内の対象農用地に係る国の交付金による交付の上限単価は、①、③及び⑤に 2 / 3 を乗じた額とする。

注 2：1 協定当たりの加算額は、1 0 0 万円/年を上限（ただし、集落協定間の統合を行う場合は、統合前の協定単位で上限を設定）とする。

注 3：国の交付金と併せて地方公共団体が一体化して行う交付金の交付の単価が、②、④及び⑥を下回る場合、国の交付金による交付の単価は、②、④及び⑥を下回る単価に 1 / 2 を乗じて得た額とする。ただし、特認地域内の対象農用地については、国の交付金による交付の単価は、②、④及び⑥を下回る単価に 1 / 3 を乗じて得た額とする。

注 4：ネットワーク化加算の交付を受ける協定については、集落機能強化加算の経過措置の交付を行わないものとする。

(エ) スマート農業加算（集落協定の活動において、協定認定年度（ただし、途中の年度で協定を変更して加算措置に取り組んだ場合には当該変更年度）から令和 11 年度までの間に、農村振興局長が別に定めるところにより、スマート農業による共同取組活動の省力化や効率化を図る取組を行う場合に、当該協定農用地のうち交付金の対象となる農用地に加算されるものをいう。）の 10a 当たりの交付の上限単価

地 目	①国の交付金による 交付の上限単価	②国の交付金と併せて地方公共団体が一体化して行う交付金の交付の 上限単価
田	2, 5 0 0 円	5, 0 0 0 円
畑	2, 5 0 0 円	5, 0 0 0 円
草 地	2, 5 0 0 円	5, 0 0 0 円
採草放牧地	2, 5 0 0 円	5, 0 0 0 円

注 1：特認地域内の対象農用地に係る国の交付金による交付の上限単価は、①に 2 / 3 を乗じた額とする。

注 2：1 協定当たりの加算額は、2 0 0 万円/年を上限とする。

注 3：国の交付金と併せて地方公共団体が一体化して行う交付金の交付の単価が、②を下回る場合、国の交付金による交付の単価は、②を下回る単価に 1 / 2 を乗じて得た額とする。ただし、特認地域内の対象農用地については、国の交付金による交付の単価は、②を下回る単価に 1 / 3 を乗じて得た額とする。

注 4：スマート農業加算の交付を受ける農用地については、同一農用地を対象として棚田地域振興活動加算の交付を行わないものとする。

(オ) 集落機能強化加算の経過措置（中山間地域等直接支払交付金実施要領の一部

改正について（令和 7 年 4 月 1 日付け 6 農振第 2437 号農林水産事務次官依命通知）による改正前の中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 38 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の 3 の（2）のイの（エ）の集落機能強化加算の適用を受けた集落協定のうち、1 組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の 10%以上の非農業者が活動に参画する集落協定の活動において、協定認定年度（ただし、途中の年度で協定を変更して加算措置に取り組んだ場合には当該変更年度）から令和 11 年度までの間に、農村振興局長が別に定めるところにより、新たな人材の確保に関する取組又は集落機能を強化する取組を行う場合に、当該協定農用地のうち交付金の対象となる農用地に加算されるものをいう。）の 10a 当たりの交付の上限単価

地 目	①国の交付金による 交付の上限単価	②国の交付金と併せて地方公共団体が一体化して行う交付金の交付の 上限単価
田	1, 5 0 0 円	3, 0 0 0 円
畑	1, 5 0 0 円	3, 0 0 0 円
草 地	1, 5 0 0 円	3, 0 0 0 円
採草放牧地	1, 5 0 0 円	3, 0 0 0 円

注 1：特認地域内の対象農用地に係る国の交付金による交付の上限単価は、①に 2 / 3 を乗じた額とする。

注 2：1 協定当たりの加算額は、2 0 0 万円/年を上限とする。

注 3：国の交付金と併せて地方公共団体が一体化して行う交付金の交付の単価が、②を下回る場合、国の交付金による交付の単価は、②を下回る単価に 1 / 2 を乗じて得た額とする。ただし、特認地域内の対象農用地については、国の交付金による交付の単価は、②を下回る単価に 1 / 3 を乗じて得た額とする。

注 4：集落機能強化加算の経過措置の交付を受ける農用地については、同一農用地を対象として棚田地域振興活動加算の交付を行わないものとする。

注 5：集落機能強化加算の経過措置の交付を受ける協定については、ネットワーク化加算の交付を行わないものとする。

(3) (2) のイにおいて、同一の取組を対象として、同一農用地に対して複数の加算の交付を行わないものとする。

(4) (2) のイにおいて、同一年度に、同一の加算の交付を複数回行わないものとする。

(5) 一農業者等当たりの受給額の上限は 5 0 0 万円（役員報酬等集落協定の各担当者の活動に対する経費及び共同取組活動に係る日当として受領した金額を除く。）とする。ただし、多数のオペレーターを雇用する第 3 セクター及び多数の構成員からなる生産組織等には適用しないものとする。

4 交付金の返還等

(1) 集落協定又は個別協定に違反等した場合（当該協定に係る法第 7 条第 1 項の事業計画の認定が、法第 8 条第 2 項又は第 3 項の規定により取り消された場合を含む。）

には、市町村長は、農村振興局長が別に定める基準により交付金の返還等の措置を講ずることとする。

- (2) 市町村及び農業委員会は、交付金を返還するような事態を防止するため、認定農業者等に利用権の設定等又は農作業の受委託をあっせんし、荒廃農地が生じないよう指導することとする。

5 実施状況の確認

市町村は、集落協定又は個別協定に定められている事項の実施状況について確認する。

6 証拠書類の保管

- (1) 市町村は、交付金の交付申請の基礎となった証拠書類及び交付に関する証拠書類を交付金の交付が完了した日が属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

- (2) 交付金の交付を受けた者は、会計経理を適正に行うとともに、交付を受けた日が属する年度の翌年度から起算して5年間経理書類を保管しなければならない。

7 交付金の交付の終了

交付金の交付は、次の(1)から(3)までのいずれかに掲げる場合には終了する。

- (1) 集落においては、担い手が規模拡大等により集落の中核として定着すること等により、本交付金の交付がなくても集落全体として農業生産活動等の継続が可能となり、荒廃農地の発生のおそれがないと判断される場合

- (2) 市町村においては、当該市町村内のほとんどの集落で(1)の状態となり、未達成集落の農用地について、達成集落の担い手が利用権の設定等又は基幹的農作業の受委託により農業生産活動等の継続が可能となり、荒廃農地の発生のおそれがないと判断される場合

- (3) 農業者においては、農業所得が同一都道府県内の都市部の勤労者一人当たりの平均所得を上回る場合（当該農業者が集落協定内において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手となっている場合及び当該農業者が個別協定により農用地を利用権の設定等又は基幹的農作業の受委託により農業生産活動等を行っている場合を除く。）

第7 各種施策との連携

市町村は交付金の交付に当たっては、農地法(昭和27年法律第229号)、農振法、基盤強化法等関連諸制度との調和を図るとともに、次に掲げる施策と連携しつつ、担い手の育成及び荒廃農地の発生の防止等に努めるものとする。

- 1 担い手の育成・確保に関する施策
- 2 多様な人材や主体の活躍に関する施策
- 3 農地集積・集約化と農地の確保に関する施策
- 4 経営所得安定対策に関する施策
- 5 農業の生産基盤の整備に関する施策
- 6 農産物の生産体質強化、農産物の需要の動向に即した生産の誘導に関する施策
- 7 畜産経営の生産基盤の整備に関する施策
- 8 農村における環境整備及び生活の改善に関する施策
- 9 農村と都市との交流に関する施策
- 10 遊休農地の解消による優良農地の確保に関する施策
- 11 農地・農業用水等の資源の良好な保全とその質的向上に関する施策
- 12 自然環境の保全に資する農業生産活動の実施の推進に関する施策

13 地域の特色を生かした多様な取組による中山間地域等の振興に関する施策

第8 第三者機関の設置

- 1 国は、交付金の交付が計画的かつ効果的に推進されるよう都道府県に助言するとともに、交付金の交付状況の点検及び効果の評価、特認地域及び特認基準についての調整等を行う中立的な第三者機関を設置する。
- 2 都道府県は、交付金の交付が計画的かつ効果的に推進されるよう市町村及び関係団体に助言するとともに、交付金の交付状況の点検、市町村の対象農用地の指定の評価、特認地域及び特認基準についての審査検討等を行う中立的な第三者機関を設置する。

第9 実施期間

実施期間は令和7年度から令和11年度までの5年間とする。

第10 助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、市町村が交付金の交付に要する経費のうち、第6の3の(2)のアの表中①及びイの表中①、③及び⑤により算定された額に相当する額につき、都道府県に対して交付するものとする。

第11 交付金の交付実績等の報告

市町村長は、毎年度、前年度の交付金の交付実績及び実施状況を都道府県知事に報告し、都道府県知事は報告を取りまとめの上、5月末日までに地方農政局長(北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長)に提出する。

第12 実施状況の公表等

国、都道府県及び市町村は、毎年、集落協定の締結状況、各集落等に対する交付金の交付状況、協定による農用地の維持・管理等の実施状況、生産性向上、担い手の定着等の目標として掲げている内容及び当該目標への取組状況等交付金の実施状況を当該実施年度の翌年度の8月末日までに公表する。

なお市町村は、法第7条第6項の規定により、同条第1項の事業計画の認定をしたときは、遅滞なく当該認定に係る事業計画の概要を公表する。

第13 交付金交付の評価

- 1 交付金の評価は、中間年評価及び最終評価とする。
- 2 市町村長は集落等の取組状況の評価し、その結果を都道府県知事に報告することとする。
- 3 都道府県知事は市町村長からの報告内容を、中立的な第三者機関において検討し、評価するとともに、その結果を地方農政局長(北海道にあっては直接、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長)を経由して農村振興局長に報告することとする。
- 4 農村振興局長は都道府県知事の報告を受け、中立的な第三者機関において交付金に係る効果等を検討し、評価するとともに、中山間地域農業をめぐる諸情勢の変化、協定による目標達成に向けての取組を反映した農用地の維持・管理の全体的な実施状況等を踏まえ、必要に応じて、所要の制度の見直しを行う。

第14 委任

交付金の交付の実施に関し必要な事項は、この要領に定めるもののほか、農村振興局

長が別に定めることとする。

第 15 令和 7 年度における交付金の交付に係る取扱いの特例

令和 7 年度については、第 3 に定める事業計画の認定前においても、農業生産活動等を促進するため、農村振興局長が別に定めるところにより、交付金の交付に係る取扱いの特例を定める。

附則

- 1 この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の中山間地域等直接支払交付金実施要領（以下「改正前要領」という。）に基づき令和 3 年度から令和 6 年度までの間に認定された集落協定及び個別協定については、令和 7 年度以降の協定期間の残存部分について、同実施要領に基づく交付金の交付は行わない。
ただし、当該協定の対象農用地について、令和 7 年度からこの通知による改正後の中山間地域等直接支払交付金実施要領（以下「改正後要領」という。）に基づき新たに協定を締結する場合には、改正後要領の規定を適用する。この場合において、改正前要領第 6 の 4 の（1）の規定は適用しない。
- 3 改正前要領に基づき令和 3 年度から令和 6 年度までの間に認定された集落協定及び個別協定の取扱いについては、第 12 を除き、なお従前の例による。
- 4 改正後要領第 4 の 2 の地域計画に関する規定にかかわらず、東日本大震災に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の 12 市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村をいう。）及び令和 6 年能登半島地震の被災市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町に限る。）にあっては、実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年 6 月 26 日付け元経営第 494 号農林水産省経営局長通知）2 の（1）の実質化された人・農地プランをいう。）の区域内又は改正前要領第 6 の 2 の（1）のアの（オ）の集落戦略の対象農用地についても対象とする。